

平成14年第1回藤岡市議会定例会会議録(第2号)

平成14年3月11日(月曜日)

議事日程 第2号

平成14年3月11日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員 事務局員長	小野里英一君	財政課長	植竹晴喜君

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	参事兼議事課長	田島均
課長補佐 議長係	宮澤正浩		

午前10時2分開議

議長（木村喜徳君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 一般質問

議長（木村喜徳君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順に行いますので、ご了承願います。

平成14年第1回市議会定例会一般質問順位表

（3月定例会）

順位	質問者	質問の件名	質問の要旨	答弁者
1	金子 勝治	1. 藤岡総合病院の運用等について	外来センターの運用等 藤岡総合病院の今後の運用等 将来構想等	市長 関係部長
2	三好 徹明	1. 公共事業について	らん藤岡の現状について 公立藤岡総合病院附属外来センターについて	市長 関係部長
3	茂木 光雄	1. 公共工事のコストについて 2. 行財政改革について	市民プール、第一小体育館工事の入札結果とそのコスト縮減のための具体的実績額について 大幅な経常収支比率の増加が見込まれるなか、行財政改革の取組と具体的な成果について	市長 関係部長 市長 関係部長

順位	質問者	質問の件名	質問の要旨	答弁者
4	斉藤千枝子	1. 少子化対策について	妊婦健診について 妊娠届け時に「(仮称)父子 手帳」の配布を 父親学級について ママヘルパーについて	市長 関係部長
5	笠原 史嗣	1. 藤岡市指定ごみ袋について 2. 公共工事の入札について 3. NPOについて	協定書に対する見解と対応 入札について 来年度の目標と計画(今年度 の会議を元にどのようにする のか) NPOに対する行政委託は どのように考えているのか NPO法人をどのように行政 に反映させるのか	市長 関係部長 市長 関係部長 市長 関係部長
6	青柳 正敏	1. 機構改革と成果について	企画政策と財政面における効 果 実施計画策定問題について 財政的安定策について	市長 関係部長
7	吉田 達哉	1. 土地の評価と課税価格につ いて	評価基準について 算定方法について 市街化区域と調整区域の雑種 地の課税について	市長 関係部長
議	長(木村喜徳君)	初めに、金子勝治君の質問を行います。金子勝治君の登壇を願います。 (7番 金子勝治君登壇)		
7	番(金子勝治君)	議長から登壇の許可をいただきましたので、さきに通告してあります公立		

藤岡総合病院の運用について質問いたします。

医療というものは、人の病気を治して人徳を施す、こういうような意味合いから「医は仁術なり」と言われてきたのでありますけれども、多野藤岡の中核病院として公立藤岡総合病院がようやく整備されまして、救急センターも開設されると報道されたのであります。救急隊の経験者としては、仁術の拠点整備はこの上ない喜びであります。しかしながら、藤岡市あるいは公立藤岡総合病院から藤岡市民に対して、どのような外来センターあるいは総合病院の改善がなされるのか、これについての広報やお知らせは全く目にしていない現在であります。

そこで、新聞報道をもとにいたしまして、質問をしたいと思っております。新聞の報道によりますと、「4月には附属外来センターが同市中栗須にオープン、公立藤岡総合病院内には救急センターが開設される。これにより医療・保健サービスの飛躍的な充実が期待される。」というような書き出しでありまして、「外来センター及び公立藤岡総合病院の機能のレベルアップが図られる。」などということが解説されている、このような記事を読んだものであります。そこで、平成8年6月に作成されております第三次藤岡市総合計画の第2部の基本計画第3節によりますと、保健医療体制の充実という項目があります。ここの第1項目に、健康づくりと保健予防の充実というテーマの中で、182ページに現状と課題とあります。前段は省略いたしますけれども、「市民の健康観の多様化に対応した総合的な施策の推進が重要です。」というふうに述べられているところがあります。

それから、第2項にまいりますと、地域医療体制の充実、これも同じく現状と課題という中で185ページにありますけれども、「医学・医療技術の急速な進歩や疾病構造の変化に伴い、市民の医療に求めるニーズも高度化・多様化しています。」途中を省略しますが、「本市では、多野藤岡医療事務市町村組合で運営する多野総合病院が地域医療の中核的な役割を担っています。医療設備機器などの充実整備や診療科目等の充実など、地域の中核的な医療機関として年々整備されてきましたが、今後も、より一層の充実を図る必要があります。」このように今後の充実強化を市の第三次総合計画で述べているわけでありまして、同じく施策の方向という項目がありまして、この中には医療体制の整備充実、その中に いたしまして、多野総合病院の充実というテーマが一つの項目をなしております。ここには、地域医療の中核を担う多野総合病院については、「医療の高度化・専門化に対応した医療機能の充実を図るため、構成市町村と協調体制のもと」と、このように詳しく構成市町村と協調体制のもとというふうに述べられております、「医療設備機器等の整備や医療体制等の充実努めます。」と断言されておるわけでありまして、また、「施設入所や在宅による看護支援及びリハビリテーション機能の充実を図るため、老人保健施設の整備を図ります。さらに老朽化している西棟・外来棟については公的病院としての役割を考慮し

つつ増改築等を検討していきます。」このように藤岡市のリーダーシップぶりが示されているのが第三次藤岡市総合計画であります。

これに基づきまして、次のような質問をさせていただきます。新聞報道された記事を見ますと、市民が非常に心配をして、どのように改善されていくのか、あまり具体的な内容が説明されていない。そういうために、ここでまず外来センターの運用方法から、あえてお伺いしたいと思います。新聞報道によりますと、病院機能が改善されるとあるわけでありましてけれども、どのように機能が改善されるのか説明されておりませんので、この点をまずお伺いいたします。

それから、待ち時間が短縮されるとありますけれども、これも何がどのように改善されるから待ち時間が短縮されるのか、この辺の説明もありませんので、お伺いいたします。

それから、3番目は高機能の外来診療を受診できるというふうにありますけれども、これも高機能の外来診療を受けられることはうれしいことではありますが、市民としてはその反面、医療費の負担が増額されるのではないかと、この点を最も心配しているところでもありますので、この点についてもお伺いいたします。

それから、4番目は患者のプライバシーが配慮されるというふうにあります。これもどのような配慮計画があるのかをお伺いしたいのであります。

それから、5番目には待合室を広げ、受付ブロックごとに親切係を配置するというような説明があります。これはどのようなことを意味しているのか、これもお伺いしたいと思います。

それから、6番目には地域住民開放型リハビリ庭園というものができるといふふうに説明されておりました。しかしながら、どのようなレイアウトがされるのか、これも全く示されておられません。そして、この地域住民開放型リハビリ庭園というのは、これを利用する利用者の駐車スペースというのは、外来患者と別区画となっているのか、同区画なのか、これも全くわかっておりません。600台収容できる駐車場ができるといことですが、私は多分有料だと考えているわけですが、このように広い駐車場ですと、ここに駐車をした方が帰りに自分の駐車位置がわからなくなるということもありますので、カラーで区画をすとか、記号で区画をすとか、こういうことがなされるのかどうか、これもお伺いしたいと思います。

それから、7番目ですが、市民はこのようにいろいろな疑問を抱いているわけでありまして、写真あるいはイラストがふんだんに入った、親切な広報を待っているわけがあります。この要望にはこたえる予定があるのかどうか、ぜひお伺いしたいと思います。

それと同時に、当市はほかの部門においても広報に力が入っていない、市民に対するお知らせ姿勢が非常に弱いというふうに思います。ぜひ広報に予算を充当して、もっと市民

に知っていただくという姿勢をとるべきではないかと思えます。この点についてもお伺いいたします。

それから、次は危機管理意識についてお伺いしたいと思います。21世紀は航空防災時代、このように既に20年も前から言われているわけでありませうけれども、この緊急事態に備えたヘリポートの整備について私は以前にも提案したことがあります。このヘリポートについては、どのような位置を考えているのか、病院側にどのように助言しているのか、この点についてもお伺いしたいと思います。先日配布されました消防だよりによりますと、平成13年度だけでも上野村・奥多野方面から航空防災ヘリを使って患者を搬送したということが3回もあった、今年に入ってから既に一度、この防災ヘリを利用して緊急搬送したことがあるという記事がありました。こういう時代になっているという意識がどの程度おありなのか、お伺いしたいと思います。

それから、最後でありますけれども、消防法第8条によりますと、消防計画を作成し、それにのっとった避難訓練をするということが義務づけられているわけでありませう。この外来センターの消防計画はどのようになされているのか、そして、その消防計画にのっとって消防隊や救助隊あるいは救急隊との消防訓練、いわゆる避難訓練をどのように、いつごろ実施する予定があるのか、この危機管理意識のあり方を病院側にどのように打ち合わせをし、助言をし、進めているのか。

以上、9項目についてお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 中易昌司君登壇）

健康福祉部長（中易昌司君） ご質問の趣旨は、公立藤岡総合病院の運営方針等でございますので、病院に問い合わせた結果をお答えとさせていただきます。

まず、1点目の機能の改善についてでございますが、主な改善点の五つについて申し上げます。その一つ目は、診療室の環境整備が図れるということでございます。現在、カーテン越しで受けている診察につきましては、新外来センターでは診察室ごとにドアで区切られ、一人一人が安心して診察を受けられるよう配慮されているということでございます。そして、待合場所も6ブロックに分けられ、患者に非常にわかりやすく工夫されているとでございます。

二つ目は、予防のための検診センターの拡充でございます。これは20床の個室を用意し、利用者の導線を完全に近い形で一般患者と分けてあるとでございます。さらに、データ処理といたしまして、画像をはじめ、ほとんどの検査データがデジタル保存され、必要なときにいつでもチェックできるように考えられているそうでございます。

三つ目は、国の方針並びに医療技術の進歩により、今後、入院の期間を短縮することが

重要な課題となっている中で、日帰り手術センターが設置され、患者の早期の退院希望に対応できる体制が整備されたということでございます。

四つ目は、地域医療・保健・福祉施設の連携を強化するため、地域医療センターが設置され、連携係・訪問看護ステーション・各種指導員並びに相談員を配置し、患者への一層のサービスの向上を図っていききたいとのことでございます。

五つ目は、情報関連業務の向上でございます。現在のコンピューターシステムは建物の都合上、それぞれの職場単位ごとの利用しかできず支障を来しておりましたが、外来センターではオーダーリングシステムを導入し各職場が情報ごとに接続され、情報能率が向上されるということでございます。

以上、基本的な機能改善を申し上げましたが、その他駐車場・検査室の更衣室等も含め、利用者の利便を期するため一層の機能の向上を図りたいとのことでございます。

次に、2点目の待ち時間の短縮についてでございますが、約630台の駐車が可能な広い駐車場が完備され、従来のような駐車場における混雑が緩和され、駐車待ち時間の解消、また、かかりつけ医の医師からの紹介患者につきましては、病院内の地域連携室で前者との連携を図り、診療予約とカルテの事前予約を行うため、患者の受付等の手間を省き、スムーズに受診できるよう配慮されるとのことでございます。さらに、再来患者は再来受付機で受け付けをした後、直接ブロック待合室で診察を待つことになり、従来の窓口での受け付けが省略され、待ち時間の解消が図れるのではないかとのことでございます。また、血液検査・尿検査など、日常の一般検査については従来の方法であります。検査結果の伝票を看護婦が病室と検査室を往復するなどして時間を要しましたが、オーダーリングシステムを通じて診療室で直ちに結果がわかるようになり、時間の浪費も解消され、貴重な時間短縮にもつながるとのことでございます。このほか待ち時間を少しでも有効に過ごしていただくために受診番号を診察順に電光掲示板に表示し、必要に応じ談話室をご利用いただくなど、待ち時間の活用についても配慮されているとのことでございます。

次に、3点目の高機能外来診療についてでございますが、先ほどから申し上げましたとおり、待たせない医療サービスの実現を目指し、病院主体型医療から患者主体型医療への転換を図るとともに、外来診療機能の充実・検診事業の活性化・地域医療・在宅医療の推進、また、患者が安心して短時間で診療を受けられるように総合窓口の設置、予約システムの導入など、高機能の診療体制の整備が図られるということでございます。そして、心配される患者の負担増についての医療費の算定基準は、国で定められた基準でありますので、検査・治療・投薬料等必要な医療行為を行う中での技術料などの診療費は変わらないということでございます。

次に、4点目の患者のプライバシーへの配慮についてでございますが、現在の診察室はカーテンまたはパーテーションで仕切られた中待合があり、患者のプライバシーを守る状況ではないため、新設の外来センターでは診察室の中待合をなくし、ブロック待合から直接診療室に入っていただくよう改善されますので、プライバシーが保護され安心して受診できる工夫がされたとのことであります。また、新しい検診センターは入口を専用にしたほか、ほとんどの検査が検診センター内で行われるため、一般の患者と顔を合わせることなく検診を受けることができ、それぞれプライバシーへの配慮がされるようでございます。

次に、5点目の親切系の設置についてでございますが、現在でも案内サービス係として、受付事務の円滑化を図るため職員がローテーションで午前中の約3時間から4時間、患者の受付等の補助業務をしておりますが、外来センターにおいては親切係が配置され、正面玄関において車いすの必要な患者の補助をはじめ、受付・診療待合・検査等、患者の動きに沿ってスムーズに受診できるような体制づくりの確保を図るとのことでございます。また、ブロック内は各診療室との連携がより重要になりますので、看護婦を配置し親切係との連携を図り、万全の体制で臨むとのことでございます。

次に、6点目の駐車場の利用及びリハビリ庭園についてでございますが、まず、駐車場については、収容台数が629台のうち患者の利用分としては西側に約330台、そして、南側に105台、その他で15台の合計450台でありますので、大きく分けて2カ所で利用いただくとのことでございます。カラー区画や記号区画などはありませんが、大変わかりやすくなっているとのことでございます。また、駐車場係も当分の間配置され、安全対策に万全を期したいとのことでございます。

次に、リハビリ庭園については、病棟の南側約4,000平方メートルの中で患者の機能回復及び予防訓練を行うため、土や石、そして木などの自然物が用意され、また、小さな築山もあり、リハビリに適した環境が整備されるとのことでございます。また、リハビリ患者の駐車場は一般患者と区分され、専用の駐車場が設置されますので利便が図られております。なお、駐車料金につきましては、外来センター内すべて無料で利用していただくことになるとのことでございます。

次に、7点目の広報による啓発についてでございますが、外来センターの竣工を目前に市民の疑問・不安も推察されます。このため病院においては、各市町村に広報による啓発依頼を行っており、地域住民に周知が図れるものと思われまます。当藤岡市におきましてもこれらを踏まえ、毎戸配布される3月15日号ウインドウ特別号に詳しく掲載し、周知啓発の予定でございます。また、院内においては3月に入って早速患者へ外来センター受診の仕方のチラシを配布するとともに、外来センター説明コーナーを設置し、患者の問い合わせ等に対応しているとのことでございます。今後ともあらゆる機会を通して市民の不安

解消に努めていきたいと考えております。

次に、8点目の危機管理についてでございますが、この3月から現在の公立藤岡総合病院が24時間機能の病院として整備が開始されました。外来センターは8時間の機能病院であることから、災害拠点病院は現在の公立藤岡総合病院となります。両病院ともヘリポートの設置について再三検討を重ねたとのことでありますが、現在のところ未定のようでございます。なお、救急医療体制をとる現在の公立藤岡総合病院におきましては、有事の際を想定して藤岡消防署と連携強化を図りながら、今後も合同訓練等を実施し、指導を仰いでいきたいとのことでございます。また、はしご車の架梯位置につきましては、外来センターには設置しないとのことでございますが、入院施設である公立藤岡総合病院においては今後の改修工事の際に消防署と協議し、設置する方向で検討しているとのことでございます。

次に、最後の9点目の外来センターの消防計画についてでございますが、消防計画は早期に作成するとのことでございます。また、消防訓練につきましても秋ごろを予定しているとのことでございます。いずれにいたしましても、藤岡市といたしましては住民の安全の確保を最優先として、今後も危機管理等について万全な対策を講じていただくよう要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 2回目の質問を自席からさせていただきます。

ただいまはいろいろとご答弁をいただきまして、ある程度理解をしたわけでありまして、何点か、やや残念だと思ふような部分もありますけれども、これからは私は改善に対する助言ができますように考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、これも私は新聞の報道から今回ほとんどの質問をするわけでありましてけれども、現在の公立藤岡総合病院は外来センターが開設されると入院施設として充実させて、救急センターも設ける、そして、小児科の専門医による夜間診療体制も整うというような明るい報道もあるわけでありまして。ところが、昨年12月藤岡多野医師会会長の名前で、公立藤岡総合病院のベッド数が削減される、このことについて絶対反対を表明するというような書面が届いたようであります。この書面は、市長をはじめ関係者に提出されたというふうに伺っております。現在は424床備えられているとなっておりますが、現在の424床であっても時には満床となってしまうことが多く、救急車の患者ですら受け入れを拒まれるようなことがたまにあります。私も救急隊長として非常につらい思いをしたことが何度もあります。忘れられない、非常に悔しい思いでありました。これがこの外来センターを開設することによってベッド数が増加するのではなくて381床へと、43床も削減さ

れるというようなことで、医師会の方からの反対表明というようなものになったわけであり、救急医療に携わった者としても、これは一番心配をする問題であります。

外来センターの移転問題については、説明によれば新基準に沿った病床の整備だとか、アメニティーの向上だとか、あるいは老朽化した旧病棟の改修、そのほかいろいろな問題があって、特にこの駐車場不足の問題についても大きなテーマでありまして、こういうことから外来センターとして一部を移転することもやむを得ないことだというふうには理解をしているわけでありまして、この駐車場不足についても大きな問題でありまして、消防本部の訓練場の一部が年間を通して病院の駐車場として使われている、訓練をするにしても非常に不便な思いをしているわけでありまして、こういう中で、新たに外来センターができ、駐車場の問題も大分解消されていくのではないかとこのように期待をしているわけでありまして、

それにしても、43床もベッドが削減されるという問題は、救急隊としては非常に危機意識を持っております。これは昨年のものでありますけれども、深夜に心臓発作を起こした方がありまして救急車を依頼し、救急司令センターの方にも受け入れられるという返事がありまして、救急車が藤岡総合病院にこの救急患者を搬送したわけでありまして、救急車が玄関に着いたところ、当直の医師から、患者はこの救急車からおろさなくてもよしいということと言われたわけですが、救急隊も、その付き添いの家族も驚いたわけですが、どうしてですかと聞いたところ、ベッドが空いていないから診察できない、診察しても収容できないのだというような言い方なのです。心臓発作で苦しんでいる患者の手当てもしない、そして、しかもほかの病院に手配をしようとする気配もない、患者の家族が非常に怒りまして、本当にこの医師を殴りつけようというところまで行った、一緒にいた家族に止められた。その家族にほかの病院の医師に知り合いがいたので、この公立藤岡総合病院の公衆電話を使って、深夜でありますけれども、その医師の自宅の方に電話をしたところ、診察をしようということですのですぐに救急車で病院に向かってください、私も今自宅から病院に向かいますということで受け入れてくれた、こういう事態が昨年実際にあったのです。これは救急隊から聞いたのではなくて、その患者の家族から直接伺った話であります。現在の病床数ですら、満床で受け入れられないという事態があるにもかかわらず、これから43床減らされるということについては非常に心配であります。この点について、どのような解決に向けて本市としての助言がなされるのか、お伺いしたいと思います。

それから、その次は外科の外来患者の予約受付ということも大きな問題なのです。私もその人に言われて、1月・2月の早朝に何度か公立藤岡総合病院の受付窓口のところに行ってみました。今年の1月・2月も非常に寒かったわけですが、その寒い中、大勢の人が外科の外来予約受付のために集まっているのです。聞いてみますと、外科の大きな手術を

したけれども経過がよかったので、早期退院ができたのはうれしいことだったのだけれども、退院後は2週間に一度は定期的に診察を受けなければならない、その診察を受けて2週間分の薬をもらって帰るということなのです。それはいいことなのですが、手術後まだ体調もあまり回復していない、大きな手術だったので寒さが傷口にしみる、食事はまだ多くはとれない、体力もあまり回復していない、こういう方が外科の外来予約受付に2週間に一度、この寒さの中、早朝に病院まで行かなければならない。そうしないと8時半ごろになって外科の外来受付をすると2時間以上も待たされてしまう、とても体がもたない、横になりたくても、いすはみんないっぱい横になるほどのスペースもない、とても苦しい、そのためにやむを得ず、早朝に大変な思いをしてこうして予約受付に出てくるのだ、こうして予約受付をすると、一度家に帰って体を休めて、予約時間の30分前ぐらいには病院に到着するように再び出てくるのだという話を聞きました。

できることなら、外科の外来も内科の外来のように、こういう方のためには次回の診察は何日だけではなくて、何時ごろというような時間までも予約してくれるのが当然ではないかと思うわけでありまして、このようなことが現在も続いているわけでありまして。これもどのように改善をしていくか、当然、市としての助言をしていくべきだと思います。先ほどの部長の説明である程度は理解できたわけでありまして、このようなことがあるということもぜひ知っておいてもらいたいと思います。それから、同じような話でありますけれども、現在、町うちの人たちは、この外科の予約受付のために自転車で早朝出かけてきているわけですが、距離が少し離れると、自転車であそこまで行くのは、交通量も多いし、非常に心配だということを言っている方もおります。この点については、どうなるのだろうと看護婦の方に聞いても、よくわかりませんと言って、納得できるような話はないということも心配をしております。これも先ほど部長から説明がありましたけれども、親切なおポスターとか、親切なおチラシを心がけていただきたいというふうに思っております。

もう一つは、現在、公立藤岡総合病院の6階に長期療養型の病室がある、ここも3月いっぱい閉鎖されるのだという話が出ている、そうすると患者は一体どうなるのだろう、同じ病院の別の階に移されるのだろうか、あるいは、ほかの病院に移されてしまうのだろうか、ということでも非常に心配をしている。これについても、聞いてもわかりませんというような答えであって、患者あるいは患者の家族の不安は募るばかりであるというような不満が非常にあります。この点もぜひ声なき声に耳を傾けるということが大事なことでありますので、こういうことをぜひ受け入れて病院側に助言をしていただきたいと思っております。

それから、その次はまた救急の問題に戻りますけれども、救急の現場でも医師や看護婦

さんたちが、頻繁に入ってくる救急車に素早く、熱心に対応していただいている、感謝にたえない部分もあります。ところが一方では、救急隊というのは患者を病院側に渡すと必ず住所・氏名・生年月日・職業、そのほか救急隊長の所見を記入した搬送証というものを病院側に渡して、そこでこの患者さんを確かに受け入れましたという証明として、複写でその1枚をもらうわけです。救急が発足したのが昭和39年でありますから、それ以来ずっと同じことを繰り返しているわけでありまして、中にはこの搬送証にサインもしない、症状も書かないで診療が済むと医局に入ってしまう、こういう不親切な医師もいる。それから、もう一つは、非常に対応の悪い看護婦さんがおられて、家族が本当に思い余って「あなた、看護婦さんでしょう。」と言ったら、「私は公務員です。」と言って、その部屋を去ったという事例もあるのです。こういう問題について、ぜひしっかりした助言を市の方からしていただきたいと思っておりますけれども、この点についてもご答弁をお願いしたいと思います。

まだまだありますけれども、現在の公立藤岡総合病院の救急診療スペースは非常に狭くて、これはやむを得ないのだというふうに私も理解しておりますけれども、付き添いの家族の待合室というと大げさですけれども、待機するスペースもない。まして救急隊が搬送証を書こうと思ってもそれを書く部屋もない、机もない、何もなし。救急隊は結局、患者をおろして医師に渡すと、隊長は救急車の中に入って搬送証を書いているのです。せめて救急隊の隊長が書類を書くくらいのスペースは、机やイスの一つや二つは当然あってしかるべきだと思うのです。私が鬼石町勤務のとき、鬼石町病院でも同じことがありまして、要求したところ、わずか2週間で大きな部屋をきちんと用意してくれました。これは多分、藤岡市としても病院側に助言をして、2週間以内にこういうことをしていただけるのではないかというふうに期待をしているわけでありまして、この点についてもお願いいたします。

それから、これもちょっと、あまり格好のいい話ではないのですが、救急処置室についでがあるのです。布製のついでですけれども、病院のついでと言ったら、清潔感のある真っ白な布製のついでがあって当然だと思うのです。知らない人は、ぜひ行って見ていただきたい。茶色になっています。しかも、穴が空いて切れています。切れて垂れ下がったものをばんそうこうでとめてあるのです。救急処置室では、こういうついでを使っています。だれも知らないということはないと思うのです。皆お互いに健康で、家族も健康で救急処置室などは行ったことがないというのは結構なことではありますが、こういう衛生管理というのは初歩的な問題だと思うのです。こういう問題についてもぜひ検討し、助言をしていただきたいというふうに思います。

まだいっぱい本当はありますけれども、こういうような患者とか家族の意見や要望を受

け入れてくれるような、例えばこれは仮称ですけれども、病院内にサービス改善委員会のようなものをつくって、そして、こういうことにきめ細かに対応できるような、そういうポジションが必要ではないかと思います。

以上、大きく分けても7項目ほどありますけれども、第2回目の質問といたします。よろしくをお願いします。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） お答えいたします。

まず、1点目のベッドの削減に伴う解決策についてでございますが、医療法の改正並びに日々高度化する医療ニーズに対応するため、病棟食堂・談話室・病状説明室等の新しいサービスの提供が確立され、病床数の削減が余儀なくされました。今後、これらのことを踏まえ、病棟改修に当たり現行の2床室を完全になくし、すべて1人用の個室に転換されることとございます。従来、44室ある2床室の多くが重症患者、またはターミナル患者の1人用個室に使用されており、今後は病室を有効に活用できるよう改善を図っていくこととございます。

また、老人保健施設等と連携を図り、医療終了後の人には速やかに社会復帰のための訓練を促すなど、在院日数の短縮に努めていくこととございます。さらに、外来センターにおける日帰り手術の症例を拡大し、不要な入院をなくすなど、病床の有効利用の促進を図ることにより、ベッド数の削減によるサービスの低下を回避していきたいこととございます。今後は、救急医療体制もさらに充実され、24時間体制で的確に救急医療の提供がされます。ご指摘の救急患者の受け入れ等につきましても、効率的な運営システムが構築されるということで、一層の住民サービスが図れるものと考えます。

次に、2点目の外科外来の診療予約についてでございますが、現在の予約率は病院全体で約50%、そのうち外科の予約は20%弱であります。外来センターでは、全科共通の予約診療体制をとるとともに、外科医師が1人増員され、午後の予約診療時間が拡大されるとのこととございます。また、再来患者につきましては、従来、早朝から来院して受け付けをしていただいておりますが、予約システムの導入に伴い受診時に次回の診療予約ができ、待ち時間の短縮等、改善がされるようでございます。

次に、3点目の長期療養型病床の閉鎖についてでございますが、病棟改修後、療養型病棟を存続させるのか、あるいは閉鎖し、すべて急性期病床として転換するかについては再三検討が重ねられた結果、本年6月30日をもって療養型病床を閉鎖し、一般急性期病床として充実させていくことに決定されたこととございます。療養型慢性期病床の重要性は十分認識しておりますが、現在の医療環境の中で、急性期病床の施設基準はハードとソフトの両面で年々厳しさを増しており、今後も急性期医療を継続できる施設は限られて

くるとのことでございます。さらに、厚生労働省は近い将来、全国の急性期病床を現在の100万床から、これを50万床ないし60万床ぐらまで減少させるとしております。当地域でも急性期病床は減少し、反面、慢性期病床は増加すると予想されます。このような状況の中で、急性期医療こそ地域の中核を担う公立藤岡総合病院に求められるものとの結論に達したということでございます。今後は急性期病床として良質な地域医療サービスが効率的に提供されることが期待されます。また、外来センターの稼働とともに増加が予想される入院患者の受け入れも容易になるものと思われれます。なお、現在、療養型病床に入院中の患者につきましては、6月までに円滑に他の施設に紹介する準備として、相談指導員をはじめ地域連携室において他の病院や診療所との連携を進めているとのことでございます。

次に、4点目の医師・看護師の教育についてでございますが、病院職員の顧客への接客改善については、真の病院機能の向上に必須であることを深く認識し、専門家を招き、医師・看護職をはじめすべての職員に接客について繰り返し研修をして、全病的に取り組んでいるとのことでございます。しかし、残念なことにいまだご指摘のような対応がされていることも聞き及んでおります。市といたしましても、医療現場に携わる一人一人の職員が患者の立場に立った医療サービスの提供に努められるよう助言してまいりたいと考えております。

次に、5点目の現在の病院の危機管理についてでございますが、はしご車の架梯位置につきましては、先ほど申し上げましたとおり、改修に合わせ実施するとのことでございます。また、ご指摘の消防隊進入口の確保につきましては、早急に改善し、緊急時に備え万全を期するとのことでございます。

次に、6点目のサービス改善委員会についてでございますが、患者サービスの改善と病院運営の改善を目的に運営委員会を設置し、患者の視点に立った運営のあり方について常に検討がされているとのことでございます。ご指摘のとおり、現在の救急処置室につきましては手狭で、救急隊員や家族の皆様にご迷惑をおかけしておりますが、救急センターも既に3月から改修が進められており、改修後におきましては、すべて改善される見込みでございます。また、つい立て等の備品につきましても早急に対応し、今後細やかな配慮をしながらサービスの向上に努めるとのことでございます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 議長よりお願い申し上げます。質問・答弁は簡単明瞭にてお願い申し上げます。

金子勝治君。

7番（金子勝治君） ありがとうございます。大変前向きな答弁をいただきまして、快く受け入

れていきたいと思っております。時間も大分迫ってまいりまして申しわけありませんけれども、3回目の質問をさせていただきます。

これは、現在の公立藤岡総合病院にはない診療科目でありますけれども、ぜひこれも検討していただきたいということで四つほどありますので、まとめて質問いたします。一つは、現在も受付のところには福祉医療相談とか、ソーシャルワーカーの問題についての掲示、ポスターもあるにはあるのですけれども、非常にわかりにくい。もっと明るい 囲気で、ご遠慮なく、ご相談に乗りますよというようなアピールが必要ではないかというふうに思っています。

それから、二つ目は高齢者においては痴呆症などいろいろな問題がこれからも増えてくるわけでありますので、高齢者専用の診療室というものは設置できないかどうか。

それから、子供の肥満化ということも大きな問題でありまして、肥満が解消されないまま成人になっていってしまう、そうすると、この70%くらいが生活習慣病予備軍であるということが言われています。この肥満内分泌科を将来考えていけないかどうか。この肥満の子供たちを診療し、指導するという施設がなかなか少ないので、現在も公立藤岡総合病院には一部こういうところがありますけれども、もっとカウンセリングができるような、しっかりとしたものができるかどうか、この点もお伺いいたします。

最後に、4番目の問題ですけれども、簡単に言いますと、今、徐々に女性専科という診療科目が増えております。女性専科というと現在は産婦人科しかないわけです。思春期の子供たちのために、女性専科というものが徐々に広まっております。私の友人が医者をしておりますので、その人の話ですけれども、小学校高学年から中学生、それから高校生ぐらいの子供たちのたまり場的な 囲気のある病院の待合室というものがあるのだということです。ここでテキストやノートを広げて宿題などをやっている子供たちもいる。これがいわゆる女性外来専科の姿なのだ、こういうところで産婦人科と切り離して、べつのあるところで思春期の子供たちのためにも、あるいは更年期の方々のためにも、こういう対応のできる外来を設置することができないのかどうか、この四つをお伺いいたしまして質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） お答えいたします。

趣旨は十分理解いたしましたので、病院の方へおつなぎしたいと思います。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 以上で金子勝治君の質問を終わります。

次に、三好徹明君の質問を行います。三好徹明君の登壇を願います。

（1番 三好徹明君登壇）

1 番（三好徹明君） 議長の許可が出ましたので、さきに通告してありますらん藤岡の事業計画と現状について及び公立藤岡総合病院附属外来センターについて、お伺いしたいと思います。

らん藤岡については、過去に何度か質問しておりますが、納得のいく答弁をいただいておりますので、再度質問いたします。先日の予算特別委員会の質疑でも執行側の歳入の減少に伴う予算編成に大変苦慮されている様子を感じられました。しかし、かけ声は財政難で厳しい、厳しいと市長以下、担当者は声をそろえて言っている割には、歳出について、めぼしい削減内容がなかったように思います。いつもながらの総花的であり、らん藤岡の低迷、第三セクターの破綻の危機、新病院建設、プール建設、児童館・福祉センターの新築など投資的経費は天井知らずに膨らむ一方であります。その場、その場の泥縄式と言っている行政運営と言わざるを得ません。

塚本市長は、日本の経済状況下で地方交付税の減額を予想できなかった、予算特別委員会で再三にわたって、降ってわいた自然災害のようなものだと言いつけを言っております。もし、まじめに言っているとしたら市長失格ではないかと私は思います。6、7年前に、橋本内閣が行財政改革に本気になって取り組んだということは、国や地方の行政機構の非効率・不能率が顕著になり、国や地方の財政・経済の悪化を招き、今日の混乱を予想したからこそ取り組んだのだと思います。平成9年11月には、自治事務次官通知において、地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針で取り上げられ、都道府県に対し、市町村にも趣旨を徹底しろと通知しております。降ってわいた自然災害のようなものだとの認識を示す塚本市長が、国の方針を知らないで、藤岡市のかじ取りをしていたとするならば、藤岡市民にとっては大変不幸なことだと言わざるを得ません。現在の国難と言ってもいい社会や生活不安、経済不況の中で、藤岡一般市民の多くは藤岡市が突出して大型公共事業を実施していることに疑問を抱いております。市の広報などで財政の健全性を強調すればするほど、派手な箱物を見た市民は、はてなと首をかしげているのが常識のわかる市民の率直な疑問だと思います。

そこで、1回目の質問をいたします。藤岡パーキング施設平成11年度実施計画と平成12年度の実績の相違の原因、花の交流館入館料無料化によって生じた施設全体に与えた具体的な効果を伺います。

それから、公立藤岡総合病院附属外来センターのことですが、1点目として地方公共団体の長、いわゆる市長と医療事務組合管理者が同一者である場合、地方公共団体と公立藤岡総合病院医療事務組合の関係及び藤岡市議会との関係についてお伺いいたします。

2点目として、医療事務組合経費の負担の原則についてお伺いいたします。

3点目として、健康福祉部と病院との関係についてお伺いいたします。

以上を1回目の質問といたします。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 三好議員の質問にお答えいたします。

平成11年における事業計画では、各施設合計利用者226万1,790人、売り上げ15億6,828万7,150円の計画であります。平成12年度の実績といたしまして、延べ利用者150万4,302人、売り上げで10億6,159万2,026円となっております。これらと比較いたしますと、利用者では75万7,488人、売り上げでは5億669万5,124円低くなっております。このことは平成12年度らん藤岡の立ち寄り者実績として全体で136万2,754人という実績から得られましたが、一般道からは93万4,459人、高速道路からは42万8,295人です。比率は、一般道から68.6%、高速道路から31.4%になっております。このように高速道路からの入場者が思いのほか結果が得られなかったことが事業計画における利用者や売り上げに対して相違が生じた大きな原因と考えております。議員ご指摘のように、今回のような結果が出たことにつきましては、否めない事実として真剣に受け止めなければならないと考えております。

この対策といたしましては、議員ご承知のとおり、誘導看板を上信越自動車道上り線に1基、関越自動車道上下線に1基ずつ設置し、高速道路からの立ち寄りを増やすべく対応したところでありますが、その後の効果といたしまして、平成13年度の実績として、本年1月末までの入場者数が全体で133万140人、そのうち一般道から78万5,973人、高速道路から54万4,167人です。平成12年度の1月末における入場者数は、全体で119万2,037人、そのうち一般道から81万9,072人、高速道路から37万2,965人です。その結果、平成12年度と平成13年度における1月末までの対前年比では、一般道から96%と、ほぼ横ばいですが、高速道路においては、対前年比146%で、高速道路からの入場者数も約50%近く増えてきております。今後も高速道路からの入場者が増加するよう努力してまいりたいと考えております。

2点目の花の交流館入館無料化についてでございますが、花をテーマに地域の人と地域外の人が交流をする場として整備し、平成12年4月28日オープン以来、昨年3月末まで有料展示施設として利用してまいりましたが、市民の声や花の交流館活用手法の再検討並びに入場料のあり方について検討を重ねた結果、平成13年4月より花の交流館常設展示の無料化、ギャラリー・多目的室の開放等により新たなスタートを切ったわけでありませぬ。

花館無料化による花館入場者についてご説明いたします。無料化後の10カ月間で19

万3,461人であります。有料化時と比べ16万2,196人も入館者が増えております。また、利用については、サツキ盆栽展、ガーデンプライダル、無料ミニコンサート、市民菊花大会や文化財展、市園芸協会花卉部会共進会、さらにはフォトコンテスト等多彩な展示や催しが実施され、発表の場として各方面からご利用いただいている状況であります。

花の交流館を無料化し、また市民団体やサークルなどの発表の場としてスタートさせて以来、地域や地域外の人たちが集まり、安らげる場となったことは、アグリプラザをはじめとした各施設に対して、わずかではあります但相乗効果があらわれていると考えております。昨年4月から本年1月までの市有施設における利用者実績を見ますと、観光物産館では前年比101%、農産物直売所では123%、地域食材レストランでは113%となっており、当然のことながら各施設の努力によるものもありますが、前年度に比べ利用者が増えてきていることは施設全体に与える効果が出ていると考えております。しかしながら、花の交流館については無料化したとは言え、まだまだ本来の目的は達成できていないのではないかということが現状であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 中易昌司君登壇）

健康福祉部長（中易昌司君） お答えいたします。

まず、1点目の地方公共団体の長である藤岡市長と多野藤岡医療事務市町村組合の管理者が同一人である場合、藤岡市と医療事務組合の関係及び藤岡市議会との関係について、お答えいたします。

最初に、地方自治法第1条の2第1項において、地方公共団体の役割として、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定められております。また、同法第1条の3において、地方公共団体の種類として、市町村等の普通地方公共団体と地方公共団体の組合、いわゆる一部事務組合等の特別地方公共団体の2種類が定められております。一部事務組合である医療事務組合は、普通地方公共団体が事務の一部を能率的に共同処理するため、議会の議決を経て行う協議により規約を定めて設置する団体であり、事務の処理権能は構成市町村から医療事務組合に移り、構成市町村はその事務の処理権能を失うものであります。ただいまご説明しましたとおり、市は普通地方公共団体であり、また医療事務組合は特別地方公共団体であることから別々の法人格を有しており、別個の長を置くこととされております。また、同時に藤岡市は医療事務組合において構成団体の一員となるものでございます。

次に、組合管理者と市議会議員の関係につきましては、組合議会の定数・任期・選挙権

等に関することは、すべて規約事項とされております。また、地方自治法第287条第2項において、「一部事務組合の議会の議員又は管理者その他の職員は当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。」と定められております。これは構成団体と密接不可分であることからであります。なお、医療事務組合の規約では、管理者は藤岡市長をもって充てることとなっております。

次に、藤岡市職員を医療事務組合に派遣しておりますのは、昭和43年4月より地方公共団体相互間の事務処理の能率化・合理化及び人事交流による職員の資質向上に資するため、地方自治法第292条及び同法第252条の17の規定に基づき職員を派遣しているものでございます。

2点目の医療事務組合経費の負担の原則についてでございますが、医療事務組合は、地方財政法上の公営企業として組合格約に定められた事業を行っております。この事業の経理は特別会計で処理し、その経費は独立採算の原則に基づいて行われるものであります。しかし、地方公営企業は地方公共団体の一部であり、公共の福祉の増進を本来の目的とするものであるため、地方公共団体全体の事務の効率的執行を図るなどの観点から、企業の業務と直接関係のない事務や採算ベースに乗らない事務を分担せざるを得ないことがあります。このようなことから、地方公営企業法第17条の2及び同法施行令第8条の5並びに附則第14項の規定により、不適當経費である病院の救急医療の確保に要する経費と、また採算困難経費である病院の建設改良に要する経費、高度医療に要する経費等については、一般会計等において出資、長期の貸付、負担金の支出、その他の方法で負担するものとして定められております。

現在、藤岡市一般会計予算から多野藤岡医療事務市町村組合に負担金として支出しておりますのは、建設改良に要する経費と救急医療の確保に要する経費となっております。また、経費の支弁の方法といたしましては、組合格約第15条により公立藤岡総合病院及び公立藤岡総合病院附属外来センターの経費については、施設の利用料及び財産より生ずる収入をもって支弁し、診療施設の新設、改善に要する経費、その他事業のため臨時に支出を要する経費の分賦割合については、100分の90に相当する額を藤岡市が、残りの100分の10に相当する額をその他の町村で負担すると定められております。このため組合議会において執行すべきことが確定された負担金は、義務費として支出しなければならないものであります。

次に、3点目の藤岡市健康福祉部と病院との関係でございますが、安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、保健・医療・福祉の連携と協力体制を整備することは不可欠であり、大変重要なことでもあります。本市では保健担当課・介護保険担当課をはじめとして関係機関が保有する情報を一元化し、公立藤岡総合病院を核として病院間、診

療所間の連絡調整を図りながら連携を強化し、活動を強化していかなければならないと思っております。このため組合事業の内容を少しでも理解しておく必要があると思っておりますので、それぞれの立場において時間の調整を図り、オブザーバーとして組合議会に出席していることもあるわけでございます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 2回目ですので、自席より質問させていただきます。

ららん藤岡がオープンして約2年近くになりますが、先ほどの企画部長のお答えから、なかなか苦戦をしている、これは私が質問するまでもなく、数字が如実に物語っているわけです。一般市民の方がかなり誤解をしている部分がありますので、ここでひとつ誤解を招くような受け取り方をされている事例を紹介いたします。

今、私の手元に平成14年3月1日付の消防だよりがございます。この中に書いてあるのですが、ちょっと読んでみます。「ららん藤岡がオープンして、間もなく2年になる。利用者数は既に240万人を突破したそうで、特に人気があるのが野菜や果物、花、加工品などを販売しているアグリプラザだ。土・日・祭日は、まさに押すな、押すなの大盛況である。人気の秘密はいつも変わらぬスタッフの笑顔なのかも。また、それぞれの味で競い合っている数軒のラーメン店もおもしろい。ららん藤岡は情報の発信地として、日本の中心になるであろう。」このように消防だよりに書いてあります。どなたが書いたかわかりませんが、ここをずらっと読んでみますと、どうもふじおかNOWの編集人の方の文章の表現とそっくりなのであります。これは私の思い違いかもしれませんが、このように日本の中心になるであろうというような書き方をされた文章を読みますと、市民の方が、花の交流館も当初の目的どおり、事業計画のとおり運用されている、大変すばらしい施設である、このように誤解してしまうおそれがあります。金子議員が病院問題で、藤岡市の広報は何か正確に、詳細に伝えていると思えない、だから新聞等の情報によって質問をいたしますということで、先ほど質問されました。私も全く同感であります。

そこで、ららん藤岡の2回目の質問としまして、クロスパークは減価償却前に黒字なのか、赤字なのかをお伺いしたいと思います。

それから、病院の2回目の質問の前に、今、健康福祉部長が説明していただきましたことについて一言述べさせていただきます。藤岡市の健康福祉部が、安全で安心して生活できる地域社会の実現に保健・医療・福祉の連携、協力体制は不可欠であり、最重要であると考えていることは理解いたしました。建設改良の経費と救急医療の確保に要する経費を一般会計から藤岡市が90%、他の町村が10%の割合という負担金は義務費となっており、制度的には別法人の特別公共団体となっているが、公共の福祉の前では構成団体とし

て一体であるとの認識を私はいたしました。

一昨年、病院建設問題で藤岡市が二分され、議論が沸騰していたのは皆様の記憶にまだ残っていると思います。当時の担当、健康福祉部は市議会での激論中、病院問題は別だと、聞きようによっては、病院問題はよそのことで関係ないともとれる対応をされていたのが議員の皆さんの記憶に残っていると思います。しかし、医療事務組合とは不可分一体との現在の健康福祉部の認識と、その当時の見解とはかなり違っていたように、私はきょうの答弁を聞きまして感じております。

そこで、病院の2回目の質問をしますが、外来センター建設に対し、公共の福祉を損なうような藤岡多野医師会の意見書が出ている件につきまして、先ほどの金子議員とダブるようですが、再度お伺いいたします。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 2回目の質問でございますので、自席からお答えいたします。

平成12年度分における損失は、2,446万1,825円となっております。この中から、減価償却費1,030万7,514円を差し引きいたしますと、1,415万4,311円となります。したがって、1,415万4,311円の赤字となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） お答えいたします。

藤岡多野医師会長及び藤岡多野医師会理事一同から藤岡市長に提出された病床削減に対する意見書につきましては、平成13年12月14日に受理してあります。このことに関して、病床数の削減に至った経緯を病院側にお聞きしましたところ、その主な理由は、平成13年4月1日からの医療法の改正に伴い、病院の構造設備の基準が改正されたことによるものであります。外来移転計画を作成した平成11年では、1床当たりの病室面積は4.3平方メートル以上と定められておりましたが、改正により2.1平方メートル増の6.4平方メートル以上に変更になり、新基準に沿った適切な病室の確保を図らなければならず、そのため当初の計画を大きく変更せざるを得なくなったということでございます。さらに、従来より患者やその家族から要望のありました病棟食堂・談話室・病状説明室、そしてIT化スペース等の充実を図り、より質の高いサービスを提供できるよう環境が整備されるということでございます。

このようなことから、やむを得ず従来の人間ドック分8床を除いた実質416床から381床となり、35床が減少になったと伺っております。なお、参考までに申し上げますと、1日の平均の入院患者数は360人で、2人部屋などを1人で使用しているケースも

あり、削減したことによる患者への影響は回避できると予想しているとのことであります。市といたしましても、今後、より一層、地域住民が質の高い医療サービスを受けられるよう、関係団体と連携を図りながら努めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 3回目の質問をいたします。

先ほど企画部長から、減価償却前の赤字の状態であるとの答弁がございました。前回もここで披露しましたが、第三セクタークロスパーク株式会社については、営業開始から1年を経過する間にテナントの半数が入れかわり、会社のどんな問題がテナントに対し、どのように影響しているか検討改善が必要だ、また、花館については、6,600万円の損失が発生している、早急に改善されないと第三セクタークロスパークの存続に重大な影響を及ぼすと、井田公認会計士は書面によって指摘しております。また、総務省の指針、経営の予備的診断によりますと、経営状況の点検評価に当たっては、まず経営指標の分析、設立当初事業計画と実績との比較などを組み合わせた予備的診断を行うことが適当である、そのようにして参考例を挙げております。減価償却前の赤字の場合、深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存続を含めた検討が必要であると総務省はそのように指摘しております。つまり、第三セクタークロスパークは減価償却前赤字に陥っているということですが、これに対する公の指摘であります。

先ほど部長が1回目の質問のときに数字を言っていただきましたが、ちょっと整理したものがここにありますので、わかりやすく説明したいと思います。幾つか代表的な例をとりますが、総務省が指摘している設立当初の事業計画によりますと、花の交流館の入場者数、つまりこの計画を立てた時点では無料であるとか、有料であるとかということ抜きにして、500円という単価でもって入るということを想定していたはずですが、これが8万人、厳密には8万1,000人と想定しました。そして、入館料の金額は4,000万円、実際に事業が行われて決算をしてみたら、人数は8万人と予想したものが1万700人、1日の入場料は1万4,600円、パーセンテージにしますと、人数の予測は計画の20%、金銭については13%という惨たんたる状態です。それから、らん藤岡全体のことでありますけれども、消防だよりやウィンドウだとか、広報紙には、盛んに150万とか200万とか大きな数字が飛んでおります。その中で一番人気のあるアグリプラザ農産物直売所は当初の人数予測を48万8,000人、売り上げを4億4,900万円と想定しました。この一番押すな押すなと、大混雑で買えないような騒ぎを表現している、この農産物直売所でさえ、実際の人数実績は30万人、売り上げは3億4,000

万円、つまり当初計画の61%と75%にとどまっているのであります。

こういうことを正確に市民に出すのが公共自治体の公平公正な広報紙であり、義務ではないですか。この藤岡市が所有する施設の合計は、計画では入場者数115万人、実績では52万人、45%、売り上げにおいては、8億5,000万円が5億8,000万円、68%とどまっております。これは執行部側からの数字を私が整理して前後を比較してあるわけですが、先ほど部長がおっしゃいましたが、藤岡市の公共施設と商業施設合計では、人数は当初の見込みの66%、売り上げは67%という結果に現在はなっております。

3回目の最後の質問ですので、ぜひ塚本市長にお尋ねいたしたいと思います。このようならん全体の不振について、具体的な見直しや何か改善の施策をお持ちなのかどうか、具体的に市長にお尋ねいたします。

それから、やはり3回目ですので、病院管理者でもあります藤岡市長にお尋ねいたします。今回の藤岡多野医師会の意見書の中でも言っておりますが、「外来センターと病棟とは医療法上全く別の二つの病院であるということを知らされた。納得できない部分が多く、不信の念を募らせている。そこに今回また病床の削減という予期せぬことが伝えられた。外来移転計画をつくったときに、外来移転後の病床計画は、これはどういうことを言っているかと言いますと、外来が移転した後の藤岡総合病院の病床計画は、「設計面でもどうなるか。当然同時進行で計画案がつくられるべきで、そうされていたものと思っていました。病床の削減は住民のためのよりよい病院を目指す所期の目的に反している。」平成13年12月の意見書の内容から抜粋したものであります。「平成14年2月8日、再度、地域医療を守る上からも理事会はなお反対いたします。」との議長宛の文章が医師会から出ております。

3月29日には外来センターが竣工という状況であります。今、突貫工事が行われています。地域医療の土台である病・診連携の一方の当事者、藤岡多野医師会から絶縁状とも言える、語弊があるかもしれませんが、そのような不信状をたたきつけられていて、藤岡市民の健康と命が果たして守られるのでしょうか。この病院は一体何のための病院なのか、この病院は一体だれのための病院なのか、塚本市長に納得のいく答弁を求めて私の最後の質問といたします。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 初めに、私の方から回答させていただきたいと思います。

高速道路からの立ち寄り対策につきましては、議員ご承知のとおり、誘導看板の設置等も行ったわけでございます。ただいまの株式会社クロスパークにおきましても、バス会社との連携によるところの観光バス休憩誘導等努力をしているところであります。したが

まして、ららん藤岡全体につきましては、オープンしてから約2年間が経過しようとしている中で、さまざまな形でよい点や問題点等が出てきております。そのため、それらを精査し、管理運営や経費等を含めた中で、今後どのようにしていくか関係者と協議検討しながら、ららん藤岡が藤岡市の顔として発展いたしますよう見直しや改善等をしていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） ららん藤岡の件についてでございますけれども、当初計画等ご指摘のとおり否めないところもございますけれども、しかし、この事業を発足させるに当たって、さまざまな検討がされてまいりました。高速から進入する人数の徹底ができない中、当初からその計画において、大幅に余計な人員の見込みがあったということ、こういうことについては十分、今、反省しているところでございます。しかし、ご指摘をされているように、悪いところをとれば幾つもの問題がありますけれども、また、あの目的に向かってつくられたららん藤岡というのは将来、藤岡市の顔として、そして、人や物の情報が交流できる、そういう目的はかなり皆さん方にもご理解をいただいておりますのではなからうかと思っております。

計画と実績とは、どういう観点にあっても多少なり、これが大幅であるかということは別にしても、そういうものを修正して、そして、3年・4年と経つ中で軌道に乗せていく、こういうことが課せられた努力であろうというふうに思っております。したがって、例えばバスターミナルにしても、当初の予定よりもはるかに期待と利用度というものがあるわけであり、あるいは農産物直売所もいよいよこれが計画に基づいて、今年は35%ぐらいの売り上げとなり、またそこに立ち寄り人たちも増えているわけであり、いよいよ高速道路の方からの理解も深められてきている、これもやはり経過の中では2年・3年とかかるのではなからうか、またそういう努力をしていかなければいけない、こういうことでございます。今、部長の方からも答弁申し上げておりますように、具体的なそうした施策を講じているところでございます。いわゆる観光という一つの大きな高速道路、そうしたものにも力を入れながら、そしてまた、この実績が、この経過がいよいよご理解いただけるような、そういう修正をしていきたいというふうに思っているところでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、病院の件については、医師会の方からもいろいろご意見がございますし、また、それに当たっては十分、医師会と協議をして理解が深められるような段階に今、あるわけでございます。しかし、その問題点は、やはり当初計画に対する理解が深められていなかったということがあるというふうに思い、その点については少し病院の方に私からもご指

摘をさせていただき、そして、病・病連携、病・診連携、これは地域の中核病院としての、そして、医師会としてこれができることが最も大事なことであります。私は住民のための病院であるべきだ、期待をされている病院であるべきだ、こういうことの観点から今回の事業に踏み切ったわけであります。私自身も、この医療というものは本当に市民の皆さんが安全で安心して暮らせる環境づくりをしっかりとしなければいけないというふうに思います。そういうことで多くの市民の皆さん、そしてまた、病院にあっても将来こういう計画の中で、今の手狭な、いろいろと劣悪な環境の中での医療環境というものを整えていかなければならない、いつかだれかがやらなければならぬことでありますから、やはりその時期が今日そうしたところにあるのだということの中で、この事業に踏み切ったわけでございます。深いご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（木村喜徳君） 以上で三好徹明君の質問を終わります。

次に、茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君の登壇を願います。

（ 9 番 茂木光雄君登壇 ）

9 番（茂木光雄君） 議長から登壇の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

現在、公共工事の価格にまつわる疑惑が、これほど社会的に関心を持たれている時代はございません。公共工事の価格を決める首長やその価格をめぐって業界関係者、はたまた多数の国会議員等さまざまな利権に群がる人たちが、連日、テレビ・新聞等でニュースになっております。今年に入って、徳島県知事、茨城県下妻市・石岡市の両市長、お隣埼玉県川里町の町長らが工事予定価格を教えたとか、便宜を図ったとか、または、町の指名業者からおたくを外すぞなどと脅迫をしたりして、競争妨害罪等で逮捕されております。国会においては本日、証人喚問を受けている事件、「ムネオハウス」に象徴されるように公共工事をめぐる大きな利権は、まさに国民または市民の前に今後明らかにしていかなければならない、私は20世紀の遺物そのものであると断言をいたします。市民、納税者は、建設業者や政治家の税を環流させるために税金を納めているわけではありません。

私は行政における秘密事項は、個人のプライバシーを除いては原則存在しないという考え方を持っております。情報を公開することが、市民の利益に直結することと確信をしております。ここで昨年、入札の行われた本市の二つの工事についての入札結果を発表いたしますと、藤岡第1小の体育館新築工事については、予定価格が2億7,186万円、落札額が2億7,100万円です。同じく解体工事が935万円の予定価格のところ、落札額は925万円、落札業者は塚本建設、落札率は99.68%。5月24日の市民プールの新築工事についてですが、19億2,817万円の予定価格のところ落札額は19億2,500万円、落札業者は鐵建建設、同じく解体工事については、予定価格が1,59

0万円のところ、落札額は1,560万円で、落札業者は塚本工務店です。これは先日出されました21世紀クラブの議会報告のところでも詳しく説明をしておりますけれども、落札率は両方とも99.8%、または99.6%、予定価格とほぼ同額で本市の場合については公共工事の落札が行われております。

このことで何を問題にするかと言いますと、公共工事費の圧縮はほとんど、全くと言っていいほど本市においては行われておりません。これを私は強調いたします。両方の入札に参加した他の十数社はすべて予定価格を下回っておりまして、落札した業者1社のみが予定価格をわずかに下回って工事を受注いたしました。この二つの工事は21世紀クラブの表を見るまでもなく、本市の入札のあり方を非常に端的に物語っております。本市の全体の入札率は、私の計算するところ、98%と推測をしております。ほかの入札に参加する建設業者のほとんどは平均的には96%から98%の落札率で、本市の公共工事を落札しておりますけれども、塚本建設だけは98.6%または99.8%と、ただ1社のみ非常に高い落札率を保持しております。

このことは、関西国際空港第2期工事で談合かという、2月19日の上毛新聞の記事を後で見ただければわかるのですけれども、平均落札率が99%を越す公共工事については、予定価格というものはほとんど何の役もし得ないということです。この関空2期工事についての新聞の内容を言いますと、全体の工事費削減が最大課題であります関空第2期工事において、五つの工区すべてが99%を超える異常な落札率で、ただ1社が予定価格を下回り、その他の業者は全部予定価格を上回っておりますけれども、残りの4社は残りの四つの工区をすべて99%以上の落札率で仲よく仕事を分け合っていると新聞には書いてございます。予定価格の秘密は全くないに等しい。

本市の第1小体育館・市民プールの入札結果は、全くこれとよく似ております。なぜこうしたことが繰り返起こるのだろうかとは私は常々考えていましたけれども、私の結論は、工事予定価格が秘密であるという誤った思い込みが発注者側にあるからです。本市においては、設計価格イコール予定価格となっております。ここは大事なことで、もう一度言いますが、藤岡市においては設計価格がイコール予定価格となっております。これは私と笠原議員が先ほど何回かの契約検査課との打ち合わせの中で、契約検査課の方ではっきりと認めておりますので、本市においての設計価格はイコール予定価格です。そして、発注者側は、この設計価格を群馬県の土木工事の材料単価表であるとか、土地改良工事の単価表であるとか、群馬県経済新聞などにもその都度出ますけれども、既に公表している単価表であるとか、設計表に基づいて、本市の公共工事の設計をされておるわけですから、設計書ができた段階で本市の工事の設計価格は秘密でも何でもございませぬ。それを証拠に先ほど私が申し上げた本市の公共工事の数字、現に落札する業者はしっかりと

設計価格イコール予定価格に張りついて入札を行っているではありませんか。つまり、予定価格というものは設計価格ができ上がった時点で、もう何ら秘密ではないということなのです。

現在、予定価格の事前公表は20都道府県と9政令指定都市、265市町村で既に実施されております。群馬県においては98年度から太田市が、この3月からは伊勢崎市が公表しております。太田市を例にとるならば、予定価格を公表して入札を実施した98年度の落札率は92%、それが年々下がっておりまして、2001年度には89%にまで下がっております。昨年、私が太田市を視察させていただきましたときには、公共事業において何と83%で既に落札が行われたという事実を聞いて大変驚くと同時に、建設業者また土木業者の工事を受注するための大変な努力というものを感じました。本市において、速やかに予定価格の事前公表が行われるとするならば、今年度予定されている40億円の1割、約4億円が節約され、さらに病院や機関整備等の市全体のもろもろの工事を含めると、10億円以上もの経費節減が可能と思われまます。

私は昨年12月の議会において、藤岡市の財政はまさに危機的に状態にあると宣言いたしました。そのときに、執行部におかれましては、そんなばかなことを言うのではないという言葉が返ってきたことをよく覚えています。それが今年に入ってどうなのでしょう。執行部から出てくる言葉は、予算がない、お金がないんだ、財源がどこにもないんだ、昨年、私が議会で指摘したとおりの財政の危機的状況に直面しているのではないですか。先日の予算特別委員会においては、まさに当局は財政危機のオンパレード、やりたくてもお金がないのだ、市民サービスに支障を来すほど財政は逼迫しているのだというふうにおっしゃっておりました。私はこれまでに執行部に対して、財政危機のためにさまざまな施策を提案してまいりましたけれども、一向に改善される見込みがございません。

また、平成13年度・平成12年度においての実行に上がっている行財政改革も全くないないと言っていいでしょう。あれば、どうぞこの後の回答の中でおっしゃってください。数千万円もの経費節減をするためには、どうしても公共事業を削らなくてはならないのです。平成13年度の経常収支比率は、平成12年度の82%から一気に3%上がって85%を超えてきます。固定費の伸びは全く止めようがございません。もはや小手先の改革では本市の財政危機を乗り越えるということは、全く不可能な状態なのです。藤岡市の財政を健全化するための唯一残された手段は公共工事費の10%削減、これしかございません。

市長に伺います。公共工事はこれまで市長の専決事項の聖域でありましたけれども、市長はこの議会の冒頭に、固定概念を捨てて、職員の意識を改革して、しかもコスト意識に基づいた行政運営を行わなくてはいけないというふうにはっきり申したと思います。今すぐ市長決定でできる最高の経費節減策を、つまり公共工事予定価格の事前公表をすぐ行う

考えがあるかどうか。このまま行きますと、藤岡市の財政は確実に破綻します。市長におかれましては、藤岡市の田中角栄になるのではなくて、藤岡市の財政を救う小栗上野介の気持ちになって、藤岡の経費節減を行うかどうか、私の第1回目の質問といたします。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） お答え申し上げます。

入札制度の問題でございますが、一部通告をいただいたものと異なる点もありまして、お聞き苦しいかと思いますが、よろしく願いいたします。入札制度の問題につきましては、全国的な問題といたしまして、ここ数年マスコミをはじめ、国・地方自治体、それから業界の中でいろいろと問題提起されていることは、議員ご案内のとおりかと思えます。こうした中で、一番の問題は入札におきまして十分な競争が行われていないのではないかというような指摘がマスコミ等でされているのが現状であります。これらの問題につきましては、原則的には自由社会でございますので、競争していただくということで企業側の問題であるというふうに思いますが、発注者側にも何らかの対応方法があるのではないかというようなことが最近問題となりまして、入札制度の透明性の確保という視点から、適正化法等ができたわけでございます。しかしながら、この適正化法におきまして、十分な解決が図られるというわけにはまいりませんで、幾つかの問題点として、最近マスコミでも取り上げられておりますけれども、予定価格に対する落札率が高いとかというような問題が報道されているわけでございます。

こうした問題につきまして、藤岡市においては昨年の2月に藤岡市行財政改革の実施計画の中で、コスト縮減対策検討委員会を組織するということが決まりまして、5月に第1回の会議を開きまして、10回近い会議を重ねてきたわけでございます。そうした中で、3月に一たん中間報告ということで報告をいただきました。この中の大きな柱といたしましては、計画設計段階での改善策はないのかということが一つ、もう一つは予定価格の事前公表を透明性という観点からしていったらどうかというようなことがございます。予定価格の事前公表については、いろいろ問題があるわけなのですけれども、事前に公表することによって必ずしも落札率は下がらないというような、いろいろな事例もございまして、

落札率を下げるということではなく、透明性を確保するというのが予定価格の事前公表の趣旨であるというふうに私の方は考えております。これが2点目の大きな問題でございます。

それから、もう一つは競争性を高めるという意味におきまして、公募型の指名競争入札のようなものを検討したらどうかというような議論がございました。その後、改善委員会・庁議等におきまして、そういったことについて議論をさせていただきました。結論的に申し上げますと、設計、それから、計画段階でのコスト縮減に対しましては、工期を縮める方法はないとか、個々にいろいろな項目がありますのでチェックリストをつくりまして、この4月からそのチェックリストを活用して少しでもコストの縮減に努めていくということで、中間報告の一部につきましては4月から実施していくということで決定させていただきました。

なお、予定価格の事前公表、それから公募型指名競争入札につきましては、いろいろと議論が中にございまして、そういう中で、また慎重に対応する必要があるということで現在、保留になっております。この問題については、過日の予算特別委員会等でも問題になりましたけれども、藤岡市行財政改革推進本部を立ち上げて、その中でいろいろな改革の中でこの問題についても議論をしていって、結論を出していきたいということで、一応、執行部の方としては決まっております。

予定価格の取り扱いにつきましてのご質問をいただきましたけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、透明性の向上という観点からしていくということが目的でございます。公表の弊害があるということで中止をしているところもあります。その功罪についてはいろいろございますけれども、法令上は共通の見解が得られないということで、特に予定価格の事前公表については義務づけがされていないわけでございます。国におきましては、予定価格の事前公表によりまして、一方では透明性の確保ができるということに対しまして、予定価格が目安となって落札価格の競争性が低下するのではないかと、あるいは業者の見積もり努力が失われるのではないかと、談合を助長するのではないかなどの問題点を国の方では指摘しておりまして、これらについては公表しないということが国におきましては政令で決められております。自治体におきましては、法令上の制約はございません。各団体の判断によりまして、予定価格を事前公表してもよいということにはなっております。群馬県では、先ほどご指摘がありましたとおり、高崎市や伊勢崎市や太田市や館林市といったところで、そういう方向で予定価格の事前公表を始めているところもあるし、これから始めるところもあるわけでございます。藤岡市としましては、先ほど申し上げましたとおり、改革本部の中で引き続いて入札制度全般について少し議論をしていただいて、そういった中で結論を出していこうということでございますので、ご理解をいただければ

と思います。

それから、先ほど塚本建設の落札率が99%というなお話がありました。これは事実でございます。私どもといたしましては、入札の結果が比較的高いところで決められているというのは数字を見た結果、明らかでございます。塚本建設に限らず、ほかの企業におきまして、非常にそういった高いところで入札の結果が出ているというようなところがございます。これらの問題についての対応に苦慮しているというのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） では、2回目の質問ですので自席から行います。

今、入札の高い点については非常に苦慮しているという話でございますけれども、現実問題としますと、私が数字をとったものは塚本建設の落札率は99%ではございません。正式には99.53%です。13年1月から今年の7月までの100事業の本市における公共事業の平均落札率は97.59%、塚本建設は他社よりも2%高い入札率で、すべての工事を入札しております。

そこで、1点質問いたします。本市における随意契約、公共事業の土木にかかわる随契約の金額の範囲について、まず質問いたします。なぜ随契においてそういう質問をするかと言いますと、道路舗装復旧工事とか市の道路新設工事における塚本建設の入札額を何件か報告します。平成13年3月19日、道路復旧改良工事上戸塚、304万5,000円です。それから、平成12年3月2日、県単林道改良工事、1,002万7,500円、これも随意契約です。続きまして、緊急地方道路整備事業附帯工事、735万円。こういった随意契約が入札率において圧倒的に他社よりも高い塚本建設が、随意契約をしておるといのが、私が調べた結果の中の実情でございます。

普通、随意契約と言いますと、数社から見積もりをとって一番安く合理的にできるところと契約するのが随意契約ではないかと思っておりますけれども、ここで助役にお尋ねいたします。藤岡市工事等請負業者選定委員会委員長柵木孝さん、あなたにおいては、どうしてこういう随契の中で他社よりも2%以上高い業者に、随意契約で工事を指定するという理由を明確に述べていただきたい。納税者は、そういった定価でご商売等をするところに税金を使ってもらうのではなくて、最少のコストで最大の成果を上げるということで、納税者たる私たちの目で見ると、正しい随意契約が行われているものと確信をする次第です。随意契約というのは本来、土木工事において130万円以内が限度額だと思いますけれども、700万だ1,000万だという工事に緊急性があるのか否か、また、業者の選定において独善的、または偏向的な傾向でもってこういった契約がされているのではないかと非常

に危惧する次第でございます。

ただ1点、私が一番問題にしたいのは、市の単独事業で平成13年2月22日岡之郷地区の舗装新設工事273万円というものがあります。市の単独の新設工事が、なぜ一般競争入札や指名競争入札でなくて、随契で行われなくてはならないのか。この辺については、やはり業者というのは市のいろいろな工事を請け負うために、日参している業者が多数あると聞いておりますけれども、なぜ、この市の単独の岡之郷舗装工事が随契で塚本建設の方に指定されなければならなかったのか、この理由については、はっきりと答えを出していただきたい。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助役（柵木 孝君） 茂木議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまの随意契約に対する関係でございますけれども、まず1点、随意契約には金額に制限はございません。理由は幾つかありますが、なかなか該当するものがないのでありますけれども、入札が一応は原則となっております。そこで、随意契約につきましては先ほども申したように130万円以上の入札工事、それから委託は50万円以上、これらについては当然入札ということになるわけです。

これにつきましては、先ほど来から塚本建設の随意契約を挙げて、茂木議員が語る説明しておりますけれども、特に岡之郷の273万円の随契については、どうしてなのだということだと思えます。これは本体工事の附帯工事ということで行っております。本体工事をやると、そこに石垣をつくったり、工事の中で変更ではございませんけれども、ほかにやる工事が出てくるわけです。その場合に附帯工事として業者と随意契約をする、この場合には経費の節減にもなりますし、コストの縮減にもなるということで随意契約を行っているということでございます。これは塚本建設だけではないわけでございます、すべての附帯工事について随意契約をやっているということでございます。選定委員会の委員長といたしましても、これにつきましては慎重に検討してやっておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

議長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 一般質問でやると、どうしてもこういう形になってしまうので、正直、私も抑えております。と申しますのは、私が指摘する明確な答えというものが、執行部の方からいつもいただけないのです。なぜ塚本建設の99.53%という、藤岡市の他の業者よりも圧倒的に高い入札をする業者に、1,000万だ、700万だという随契を出すのか。市長就任以来の塚本建設の随契は5億円以上になると思えます。そういった中で、一

番高いところへ委員長たるものがどしどしと随契でどんどんやってしまう。入札というものを真剣に考えている節が全く見受けられないのですよ。

私は以前から言っているように、この行財政改革を実施するに当たっては、職員の意識改革をするのではなくて、市長の聖域に自らが突っ込んで、率先して市長自身の意識改革をすれば、5億や10億はあっという間に改善できるのですよ、市長。市長は、そういうふうに笑っていますけれども、本市における財政状況というのが危機的状況だということは、私が昨年から申し上げているように、皆さん周知の事実なのです。1,000万や2,000万の改善ということでは、行財政改革を幾ら唱えたところで、しょせん「絵に描いた餅」なのです。なぜかと言えば、公共事業費を削ることが、最大の藤岡市の財政危機を救う道になるのです。市長、こここのところを英断を持って自らが踏み込まない限り、藤岡市の行財政改革は全くできませんよ。5%、せめて5%削ってみてください。2億、3億は必ず節減されます。今すぐ、あしたからでも予定価格を公表して、太田市や伊勢崎市の例に倣って、きちっとした中で行財政改革を推し進めていくという、この気概を持っていかなければ、藤岡市は完全に財政破綻の自治体となってしまいます。

最終的に、県単林道工事の1,000万円、1,002万円とありますね、私はこれについて事前に新井部長の方に資料を出してありますけれども、明確な答えをしていただくためには、業者の間で幾らの金額で、この4件について合い見積もりのがとられたのか。私の最後の質問になってしまいますので、明確に答えてください。わかりますか。幾らの金額の合い見積もりがとられているのか、業者名・金額を言っていただきたい。

それと、助役、答えを全然いただいていないですよ。この指名をするに当たって、入札が基本であるにもかかわらず、過去において一番高い落札率を誇る塚本建設に、なぜぼんぼんと随契というものを、しかも1,000万円だ、700万円だという金額を、130万円の範囲を超えて、どこに緊急性があって、どこにその必要性があったのかを明確に答えてください。そうでないと、職員全体の意識改革ではなくて、最終的には市長の意識改革をした中で、藤岡市の平成14年度・平成15年度をやらなければ、先ほど私が言ったように、藤岡市行財政改革推進本部のこれと全く一緒だと思います。藤岡市行財政計画平成13年から平成15年、冒頭にも言ったように、私はこの中で、補助金の削減やら、経費の節減やらで、まして財源確保のために新税だとか目的税の導入などを一生懸命当局の方に説明させていただいて、何か改善する見込みがないかと再三申し上げたにもかかわらず、ある団体の補助金50万円が一個削られただけです、それも明確な理由もなく。こういうことでは非常に困ります。きちっとした目標設定をした中で、幾らコストを削減するのか、そのために、市長、自らの聖域にぜひメスを入れまして、藤岡の財政の建て直しのために、一生懸命頑張ってください。そういうことを切にお願いして、3回目の質

問といたします。

議長（木村喜徳君） 助役。

助役（柵木 孝君） 自席から、お答えさせていただきます。

ただいま茂木議員から、るる質問がございました。特に塚本建設への随意契約が5億円になるとか、なぜ塚本建設にそういう随意契約ばかり行くのだということを言っているのではなかろうかと思えます。しかし、根本的には指名競争入札を行いまして、やっているわけです。指名委員長といたしましては、当然、指名の方法としては業者の信用状況、技術的な即応能力とか、地理的な条件だとか、そういうものを加味して、基準に基づいて指名しているわけでございます。入札を行って、塚本建設が落札した、1,000万円以上の工事をなぜ塚本建設が随契で受けるのだということですが、これは先ほど来、申し上げておりますとおり、本体工事をやって、そこに附帯工事として随意契約することにより、同一の業者が工事をやることによって安価にできる、経費の節減もできるということで行っているわけでございます。そういうことが、やはりコストの縮減とか、そういうものにつながるのではなかろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 随契の関係なのですけれども、先ほど12時15分ごろ、茂木議員から4枚ほど資料をいただきました。通告をいただいたのが40分くらい前のものですから、まだ資料がそろっておりません。まことに申しわけないのですが、その点につきましては後で調査して報告させていただくということによろしいでしょうか。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩